

みえ松阪マラソン 2024 無線機・携帯電話 使用貸借及び保守管理等業務委託 仕様書

1 業務目的

みえ松阪マラソン 2024（以下「大会」という。）の本番及び各種イベントを安全かつ円滑に運営するために使用する、無線機及び携帯電話の使用貸借、通信体系の構築及び保守管理等を行う。

2 大会概要

- (1) 名称 みえ松阪マラソン 2024
- (2) 主催 みえ松阪マラソン実行委員会
- (3) 開催日 令和 6 年 12 月 15 日（日）
- (4) 種目・定員 マラソン：9,000 人、ファンラン（5 km）：1,500 人、健康ウォーク：1,500 人
- (5) コース
マラソン：クラギ文化ホール前～松阪市総合運動公園
ファンラン：松阪市総合運動公園スタート・フィニッシュ
健康ウォーク：松阪駅前（南口）～松阪市総合運動公園

3 委託期間

契約締結日から令和 6 年 12 月 26 日（木）まで

4 履行場所

スタート、フィニッシュ会場及びその周辺

5 無線機及び携帯電話を使用する主な場所

- (1) スタート会場及びその周辺
- (2) フィニッシュ会場及びその周辺
- (3) マラソンコース沿道

6 業務計画書

- (1) 契約締結後 14 日以内に業務計画書を委託者に提出すること。
- (2) 業務計画書の内容は委託者と協議すること。
- (3) 業務計画書の内容を変更する場合は、その都度、変更業務計画書を委託者に提出すること。

7 業務内容

委託者から貸与を受ける I P 無線機及び携帯電話により、以下の業務を行うこと。尚、台数は別紙利用台数表のとおりとする。

- (1) 無線機に関する業務
 - ア 無線機使用計画の立案

- ① 無線管理運営体制を構築すること。(グループの割当て等)
 - ② 通信可能エリアを確保すること。(電波状況の悪い箇所の事前調査等)
- イ 操作マニュアルの作成
- 無線機の操作マニュアル及びQ&Aを作成すること。
- ウ 無線機の事前設定
- ① グループ設定、機器調整等を行うこと。
 - ② 個々の判別ができるよう、管理番号等の必要情報を表示すること。
- エ 無線機の受渡し、回収
- 下記日時、場所で満充電された無線機を各担当に引き渡すこと。また、下記日時、場所で回収を行うこと。
- ① 機器配布
日時：令和6年12月13日(金)～令和6年12月14日(土)
場所：松阪市教育委員会事務局スポーツ課(三重県松阪市殿町1315-3)
 - ② 機器回収
日時：令和6年12月15日(日)
場所：スタート会場およびフィニッシュ会場(詳細場所は別途指定する)
- オ 常駐・巡回対応
- ① 常駐・巡回対応業務内容
大会本番では下記必要な人員を配置し、対応にあたること。
 - a 機器故障等の対応
 - b 電波状況の確認及び不具合の対応
 - c 機器に関する問い合わせの対応
 - d 発生したトラブルとその対応・結果に関する報告書の提出
- (2) 携帯電話に関する業務
- ア 携帯電話の事前設定
- ① 携帯電話には個々の判別ができるよう管理番号等の必要情報を表示すること。
 - ② メールアドレスを設定するとともに、メールリストを電子データで提出すること。
 - ③ メールアドレス及び電話番号を登録すること。
また、登録した電話番号の一覧を令和6年11月16日(土)までに提出すること。
- イ 携帯電話の保守・管理
- 7(1)と同様の対応を行うこと。

8 留意事項

令和元年度から令和5年度までの間において、スポーツイベントの主催者である、国又は、地方公共団体その他実行委員会が適当と認める団体等に対し、本件と同様規模台数の無線業務を適切に履行した実績を有し、今回の業務においても仕様書で示す業務を確実に履行し得ると考えられること。

上記、履行実績証明書と契約書の写しを令和6年11月8日(金)までにFAXまたはメー

ルにて提出すること。

9 報告書の提出等

業務完了後は下記の書類を委託者に提出すること。

(1) 業務完了報告書

受託者は、当該業務の履行において契約完了の日から起算し 30 日以内に業務完了報告書を委託者に提出する。

(2) 業務日報

業務日ごとに業務内容をまとめた業務日報を作成する。

(3) 業務記録写真

業務ごとに整理した上で、写真帳にまとめて作成する。

(4) トラブル対応報告書

10 その他

(1) 受託者は、業務についての資料確認、進行方法等に関しては適宜十分な打合せ協議を定期的に行いながら進行するものとする。

(2) 受託者は、業務の実施にあたっては、本仕様書及び関係法令、規則等を遵守し、適正に業務を遂行するものとする。

(3) 受託者は、個人情報の適正管理に関して松阪市個人情報保護条例の規定を遵守し、施設の管理に当たり個人情報を取り扱う場合には、その取り扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(4) 受託者は、業務を遂行するにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。委託期間が終了した後も同様とする。

(5) 委託者及び受託者は、この業務を遂行するにあたり、松阪市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団（本文において単に「暴力団」という。）、暴力団員等又は暴力団経営支配法人等に該当する者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為を受けた場合は、遅延なく委託者または受託者に報告し、かつ、所管警察署に通報するとともに捜査上必要な協力をしなければならない。

(6) 業務に関して発生した事故・損害（第三者に対して及ぼした事故・損害を含む）のために必要を生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし、その事故・損害が発注者の責に帰すべき事由による場合においては、この限りでない。

(7) 受託者は、委託業務を行うにあたっては、松阪市の環境方針を遵守するものとする。

(8) 委託者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者で協議のうえ、書面によりこれを定める。

(9) 新型コロナウイルス感染症拡大の状況に応じて、業務内容の変更又は中止等も含めて柔軟に対応すること。

(10) 本仕様書に定めのない事項は、委託者と受託者で協議のうえ、決定すること。

11 連絡先

みえ松阪マラソン実行委員会事務局（松阪市教育委員会事務局スポーツ課内）

〒515-8515 三重県松阪市殿町 1315-3

Tel : 0598-53-4359 Fax : 0598-25-0133

Mail : info.mmm@city.matsusaka.mie.jp

大会公式HP : <https://mie-matsusaka-marathon.jp/>

利用台数表

物 件	I P無線機、携帯電話（スマートフォンに限る）
台 数	I P無線機 1 2 4 台、携帯電話 3 7 台
仕 様	I P無線機：IP500Hシリーズ ※KDDIとドコモ回線両方使用可の端末であること 携帯電話：ソフトバンク携帯電話
付 属 品	I P無線機：リチウムイオンバッテリー・充電器・イヤホンマイク ベルトクリップ 携帯電話：リチウムイオンバッテリー・充電器
提供方法	貸借
貸借期間	令和6年12月13日(金)から令和6年12月15日(日)まで
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入場所、時期等については、甲乙協議により決定する。 ・甲の責めに帰することのできない事由により、貸与物品が故障等不具合を発生した場合には、乙の負担により修理し、速やかに甲に代替物品の貸与を行う。破損、毀損、紛失発生時の原状回復にかかる費用は、甲が乙に対して支払う。 ・貸与物品に係る機材管理費、各種設定作業費、車両交通費宿泊費、運送費、無携帯電話通話料、通信料等の付帯費用を含むこと。